

朝霞市男女平等推進 年次報告書

令和3年度版

（令和2年度事業実績）



©むさしのフロントあさか

朝 霞 市

「令和3年度版（令和2年度事業実績）年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」（平成15年4月1日施行）に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぷらざ（女性センター）＊」事業の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめています。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の令和2年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画＊」の重点課題や施策目標、施策の体系を掲載し、「朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱」に基づいた、主な施策ごとの評価、課題、今後の方針等をまとめています。

また、女性活躍推進法＊基本方針に基づき、朝霞市推進計画として位置付けた施策について、総合的に評価をしています。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しています。

目 次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
1 政治への参画	
・市議会における議員	
2 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
3 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
4 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
② 家庭生活	7
1 人口と世帯	
・男女別人口	
2 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
3 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	10
1 小中学校	
・小中学校の教職員	
・小中学校の管理職教員	
④ 健康・福祉	11
1 児童	
・児童虐待	
2 ひとり親家庭	
・児童扶養手当	
・生活保護	

⑤ それいゆぷらざ（女性センター）	12
-------------------------	----

- ① それいゆぷらざ（女性センター）利用者状況
 - ・利用者数
 - ・図書貸出し数
 - ・インターネット利用者数
 - ・それいゆぷらざ（女性センター）事業実績一覧
- ② 女性総合相談
 - ・女性総合相談
- ③ DV相談
 - ・DV相談
- ④ 苦情申立て
 - ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況	17
-----------------------------	----

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画	18
-----------------------------	----

- ① 計画の全体像
- ② 重点課題
- ③ 施策目標
- ④ 施策の体系
- ⑤ 計画の構成・期間
- ⑥ 朝霞市男女平等推進事業評価
 - ・朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱
 - ・令和2年度男女平等推進事業の実施状況
 - 施策目標ごとの評価
 - 進行管理事業評価
 - 関連事業の実施状況
 - 第2次朝霞市男女平等推進行動計画指標・数値目標一覧表
 - 審議会等の女性委員の登用率の現状値
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価 66
 - ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
 - ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表
 - ・主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に
関する施策と一体となる取組項目一覧表
 - ・女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

第3部 朝霞市の男女平等推進体制	73
●男女平等推進体制	74
1 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
・朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	
2 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
3 DV 対策関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
 用語解説	 78

第 1 部

朝霞市の男女平等をめぐる状況

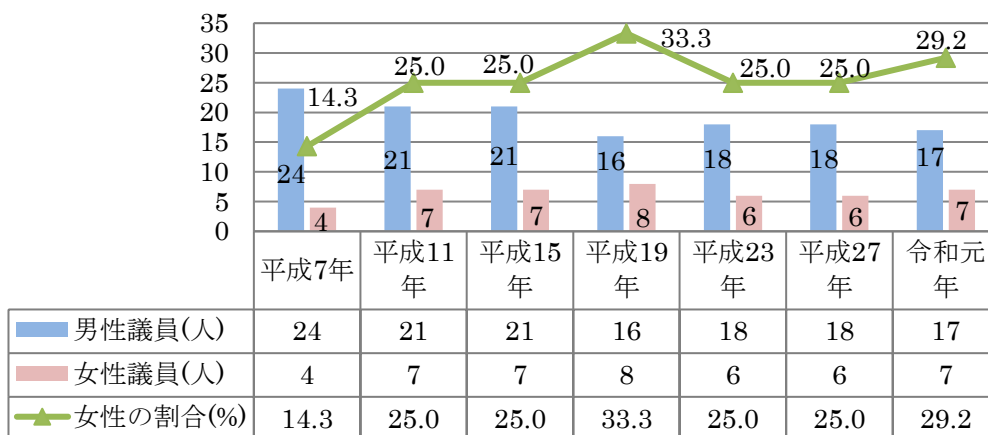
① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成 11 年から現在まであまり変化は見られません。令和元年 12 月の改選では、議員総数 24 人のうち、男性議員 17 人、女性議員 7 人となっており、前回に比べ、女性議員は 1 人増となっています。

市議会における議員の状況



(各年とも 12 月改選時の状況)

* 参考：埼玉県議会における女性議員の割合 平成 31 年 4 月現在 15.1%
埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 令和元年 12 月現在 22.0%
* 資料：令和 2 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、令和 3 年 3 月 31 日現在 75 の審議会等が設置されています。委員総数は 1,033 人で、うち女性委員の数は 317 人、全体の 30.7%となっており、前年同時期比 1.5%増となっています。

設置根拠	審議会等の数	委員数（人）	男性		女性	
			人	%	人	%
* 法 必	13	163	95	58.3	68	41.7
* 法 任	16	234	171	73.1	63	26.9
* 市独自	46	636	450	70.8	186	29.2
計	75	1,033	716	69.3	317	30.7

(令和 3 年 3 月末日現在(休止中のものを除く))

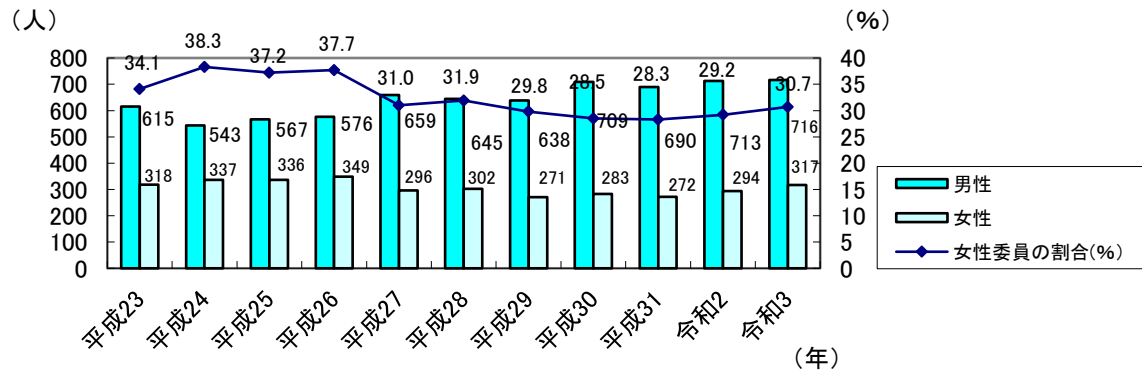
* 法必……法律により必ず設置しなければならないもの。

* 法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。

* 市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P64・P65 に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
平成23年	69	933	615	318	34.1
平成24年	63	880	543	337	38.3
平成25年	64	903	567	336	37.2
平成26年	69	925	576	349	37.7
平成27年	72	955	659	296	31.0
平成28年	71	947	645	302	31.9
平成29年	68	909	638	271	29.8
平成30年	71	992	709	283	28.5
平成31年	72	962	690	272	28.3
令和2年	74	1,007	713	294	29.2
令和3年	75	1,033	716	317	30.7

(各年とも3月末日現在 平成23年から平成26年まで規約・会則が設置根拠の会議は除く)

*参考：埼玉県審議会における女性委員の割合 令和2年4月現在 38.7%

埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 令和2年4月現在 28.4%

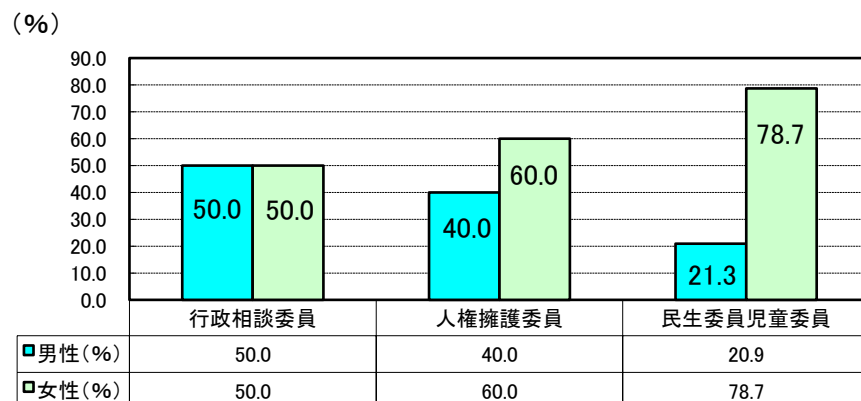
*資料：令和2年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人（50.0%）、人権擁護委員5人、うち女性3人（60.0%）、民生委員児童委員150人、うち女性118人（78.7%）となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況



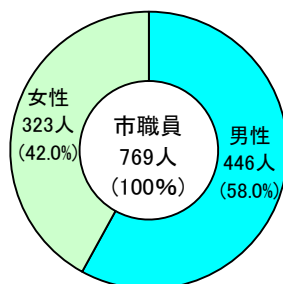
(令和3年4月1日現在)

4 市職員の構成

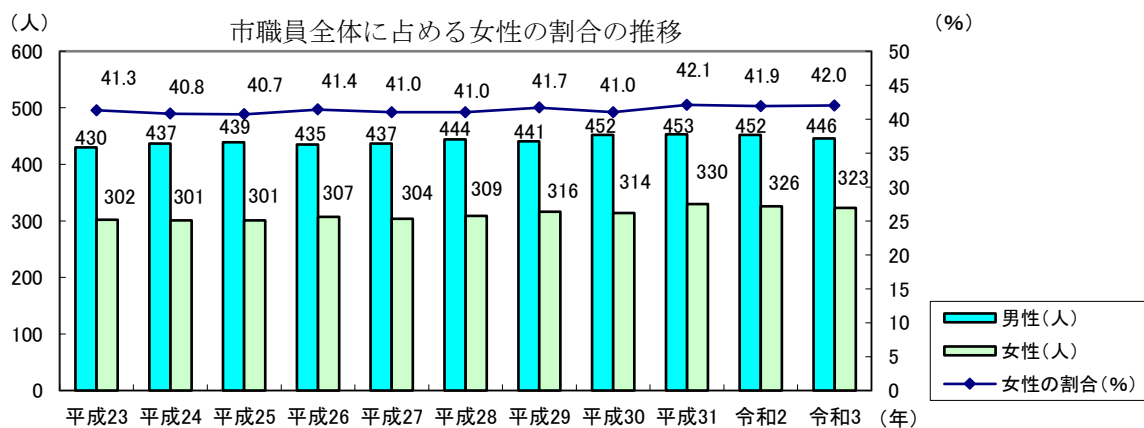
【職員の男女別人数】

職員数（会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く）は、令和 3 年 4 月 1 日現在、769 人で、男女の構成は、男性 446 人（58.0%）、女性 323 人（42.0%）となっています。全職員に占める女性の割合は、平成 23 年からほぼ横ばいで推移しています。

市職員の男女別構成



（令和 3 年 4 月 1 日現在）

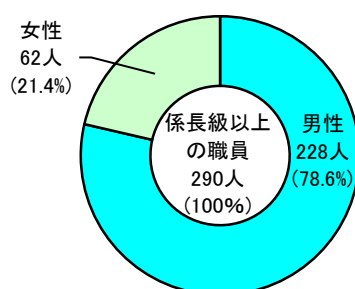


（各年 4 月 1 日現在）

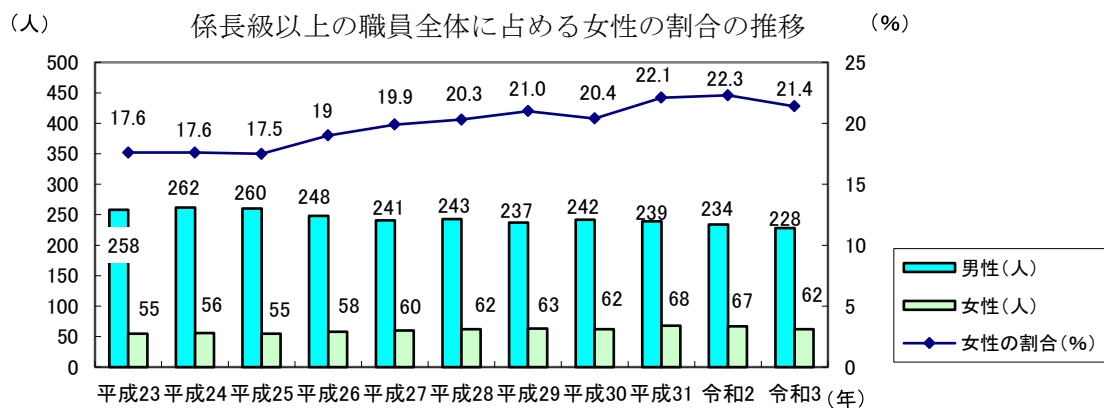
【係長級以上の職員】

職員（会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く）に占める係長級以上の職員は全体で 290 人（全職員に対する構成比 37.7%）です。男女の構成は、男性 228 人（78.6%）、女性 62 人（21.4%）で、女性の係長級以上の職員は、平成 23 年以降増加傾向にあります。

係長級以上の職員の男女別構成



（令和 3 年 4 月 1 日現在）



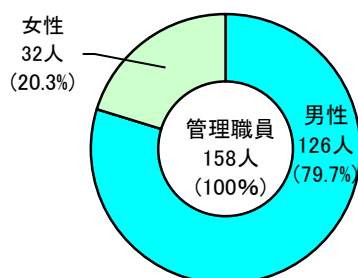
(各年 4 月 1 日現在)

* 参考：埼玉県主査級以上職員における女性職員の割合 令和 2 年 4 月現在 23.4%
埼玉県内市町村係長級職員における女性職員の割合 令和 2 年 4 月現在 29.4%
* 資料：令和 2 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

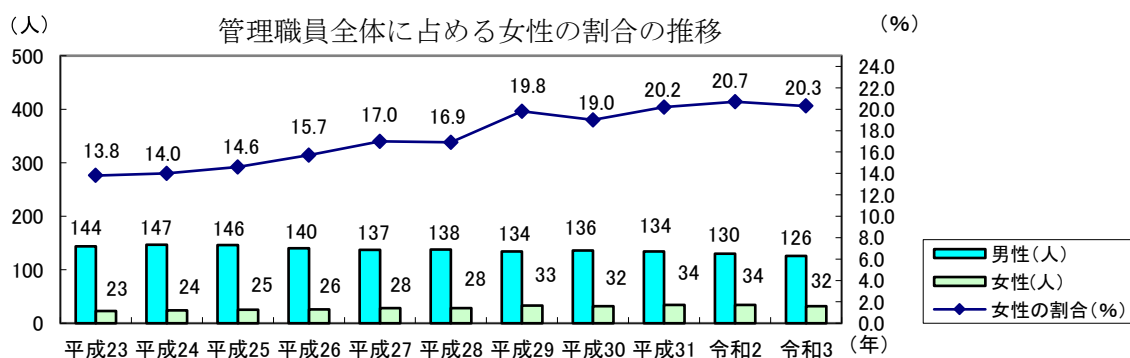
【管理職員】

職員（会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く）に占める管理職員（課長補佐級以上の職員）は、全体で 158 人（全職員に対する構成比 20.5%）です。男女の構成は、男性 126 人（79.7%）、女性 32 人（20.3%）となっており、女性の管理職員は、平成 23 年以降増加傾向にあります。

管理職員の男女別構成



(令和 3 年 4 月 1 日現在)



(各年 4 月 1 日現在)

* 参考：埼玉県副課長級以上職員における女性職員の割合 令和 2 年 4 月現在 11.3%
* 資料：令和 2 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

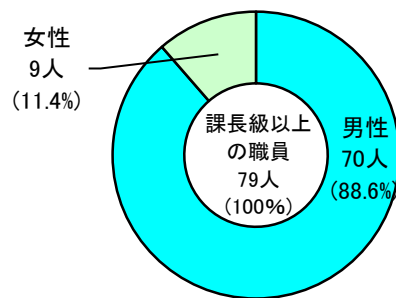
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で79人（全職員に対する構成比10.3%）です。男女の構成は、男性70人（88.6%）、女性9人（11.4%）で、女性の課長級以上の職員は、平成23年以降横ばい状況にあり、平成29年は増加しましたが、平成30年以降は例年並みとなっています。

なお、部次長級以上の職員は全体で29人（全職員に対する構成比3.8%）、男性は27人（93.1%）、女性は2人（6.9%）となっています。

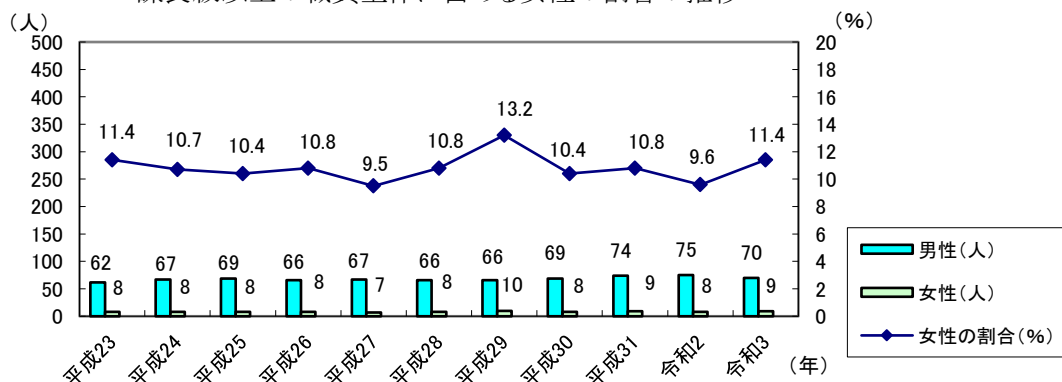
また、部長級職員は全体で14人（全職員に対する構成比1.8%）、男性は12人（85.7%）、女性は2人（14.3%）となっています。

課長級以上の職員の男女別構成



（令和3年4月1日現在）

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



（各年4月1日現在）

* 参考：埼玉県内市町村管理職相当職以上職員における女性職員の割合 令和2年4月現在 14.9%

* 資料：令和2年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

② 家庭生活

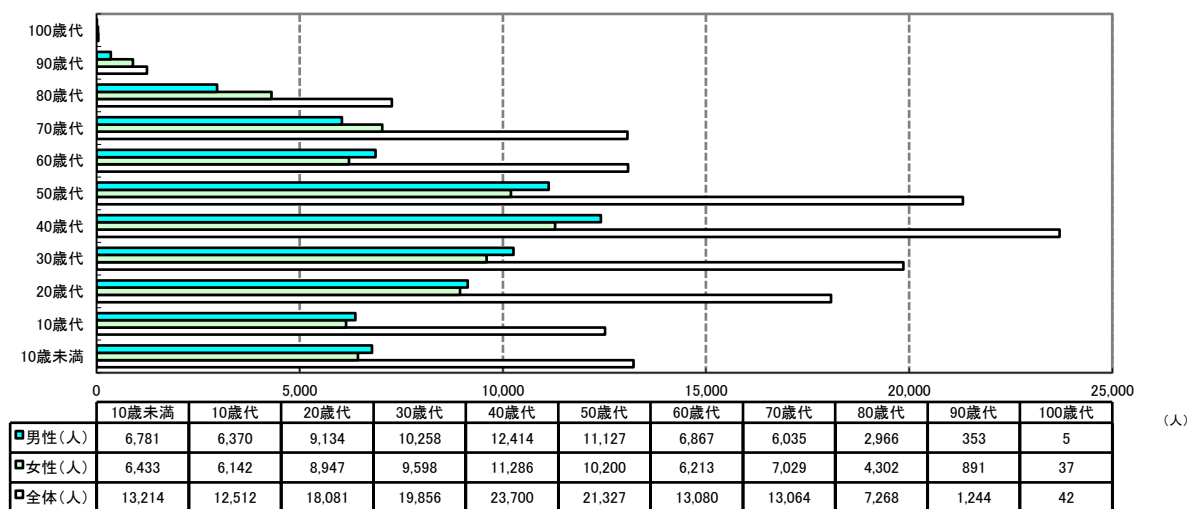
1 人口と世帯

【男女別人口】

令和 3 年 4 月 1 日現在、世帯数は 68,130 世帯、人口は 143,388 人で、うち男性 72,310 人、女性 71,078 人となっています。

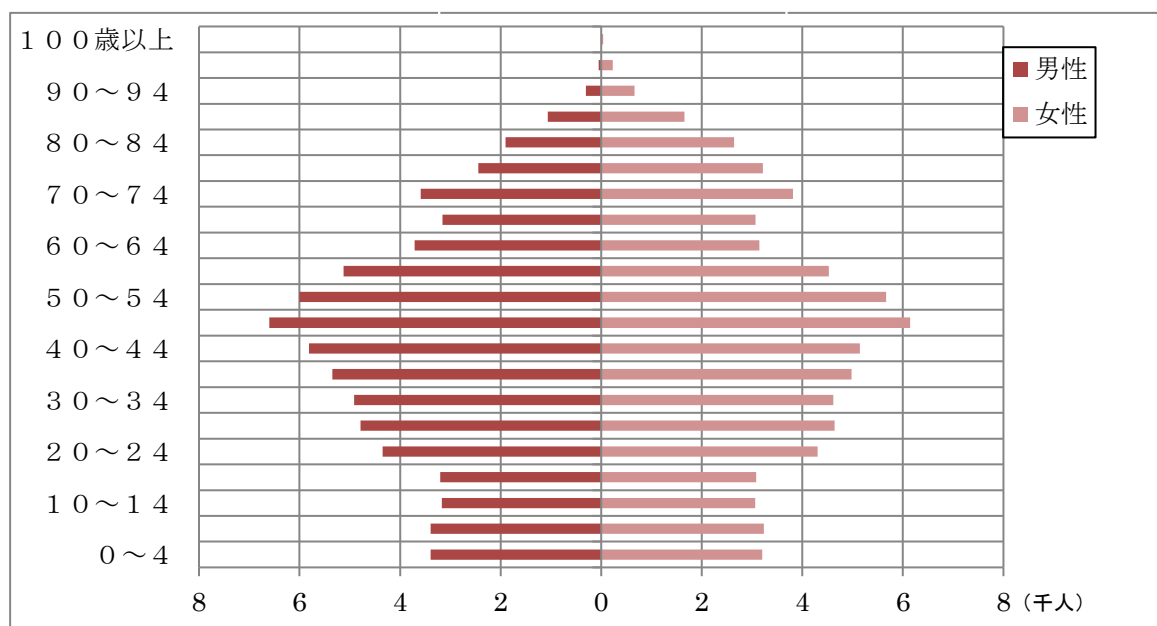
人口ピラミッドは、「ひょうたん型」となっていますが、全体的に 40 代から 50 代の人口が多いという特徴を示しています。

年代別男女別人口



(令和 3 年 4 月 1 日現在)

人口ピラミッド

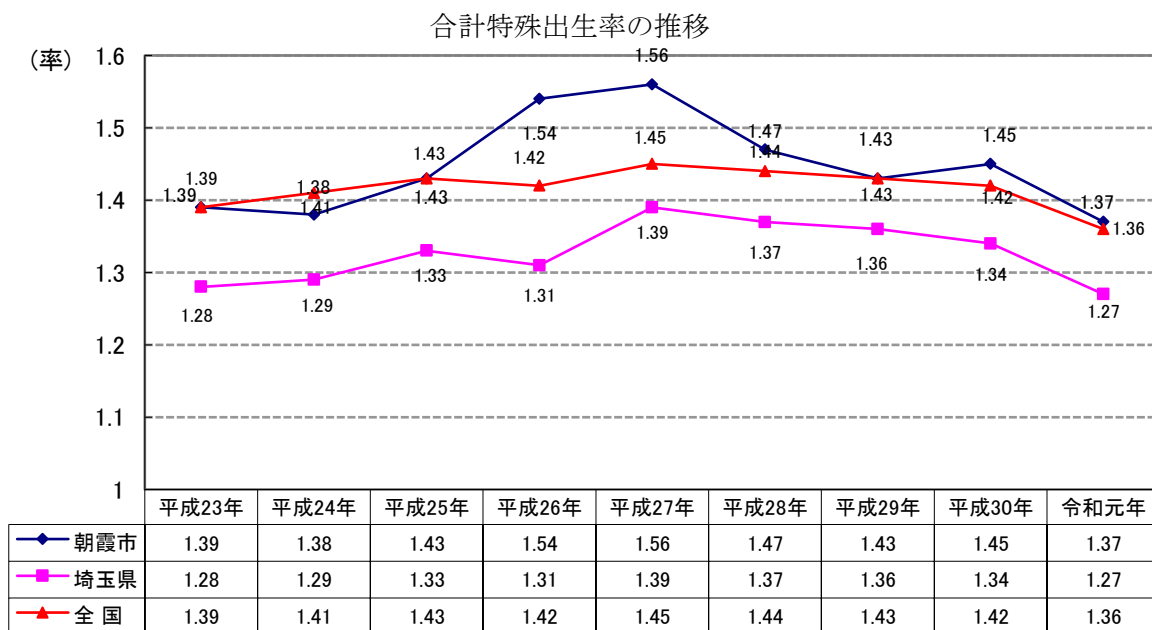


(令和 3 年 4 月 1 日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率*の推移】

合計特殊出生率は、平成 26 年以降、国・県と比べると高い傾向にあります。

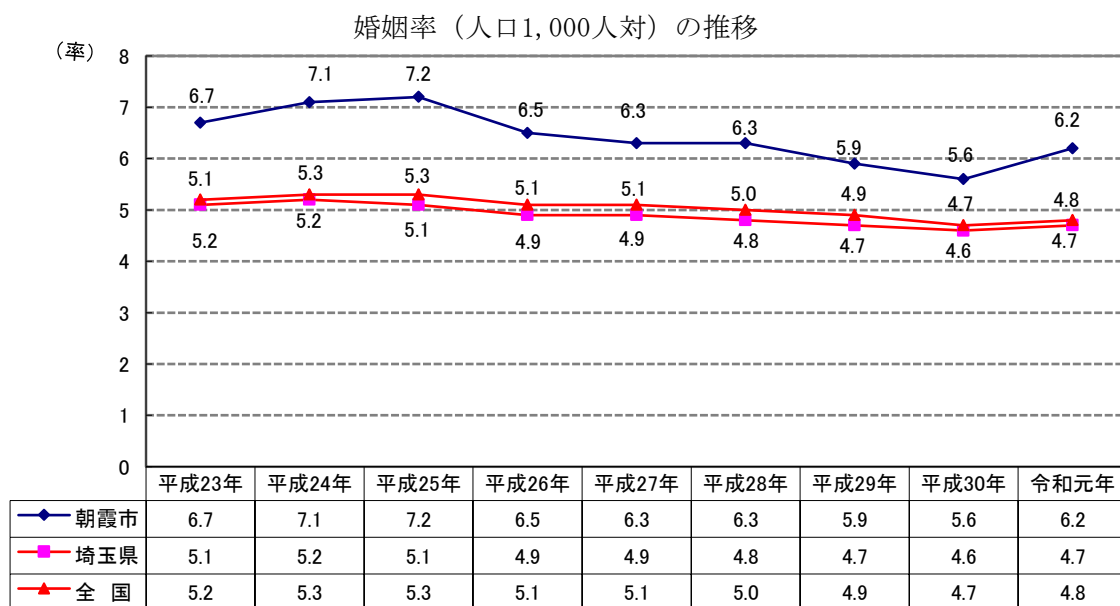


(資料：埼玉県の人口動態概況) 抜粋

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

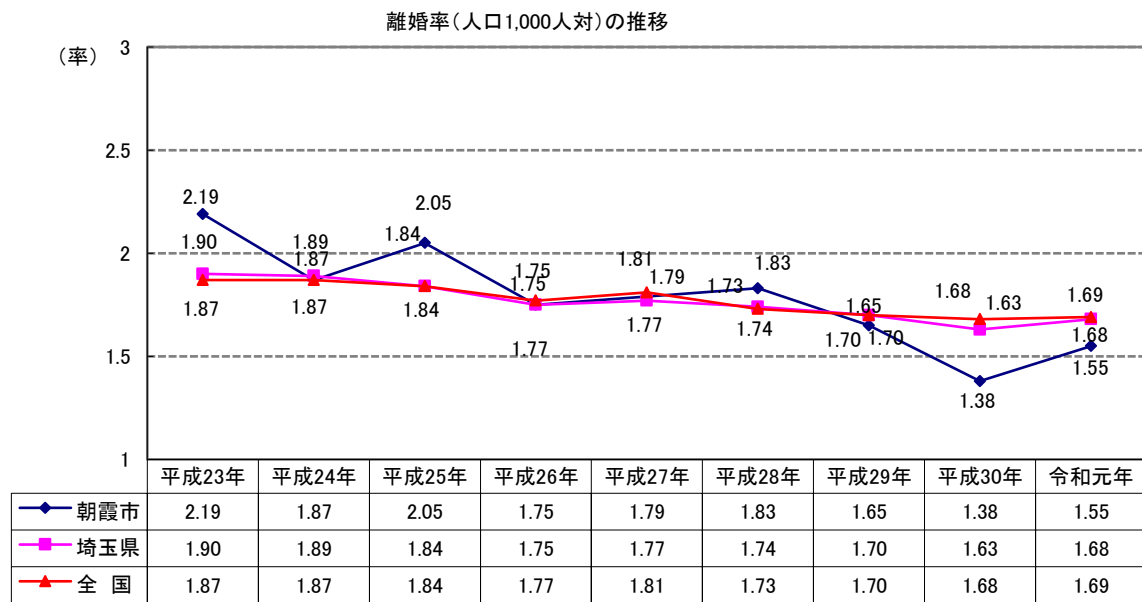
婚姻率は、平成 23 年以降ほぼ横ばいで、国・県と比べると高い率を示しています。



(資料：埼玉県の人口動態概況) 抜粋

【離婚率の推移】

離婚率は、平成 28 年は、国・県に比べやや高い水準にありましたが、平成 29 年以降は、国・県に比べやや低い水準となっています。



(資料：埼玉県の人口動態概況) 抜粋

③ 教育

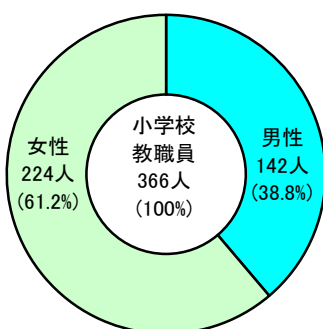
1 小中学校

【小中学校の教職員】

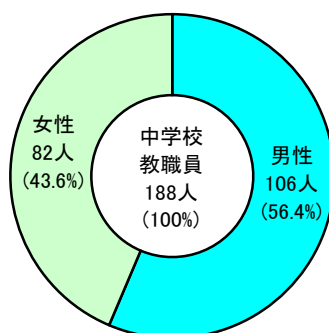
小学校の教職員は、令和3年5月1日現在、全体で366人（前年比21人増）、男性142人（全体の38.8%、前年比4人増）、女性224人（全体の61.2%、前年比17人増）です。女性の教職員が男性の教職員の1.6倍となっています。

中学校の教職員は、全体で188人（前年比1人減）、男性106人（全体の56.4%、前年比1人増）、女性82人（全体の43.6%、前年比2人減）です。男性の教職員が女性の教職員の約1.3倍となっています。

小学校教職員の男女別状況



中学校教職員の男女別状況



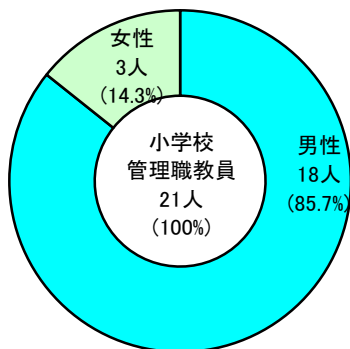
（令和3年5月1日現在）

【小中学校の管理職教員】

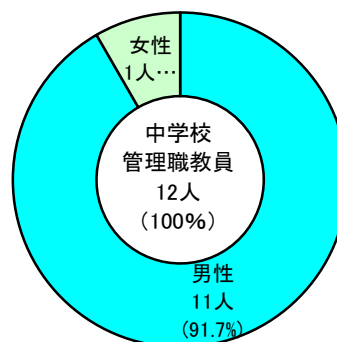
小学校の管理職教員（校長・教頭）は、全体で21人（前年比増減なし）、男性18人（全体の85.7%、前年比1人減）、女性3人（全体の14.3%、前年比1人増）となっています。

中学校の管理職教員は、全体で12人（前年比1人増）、男性11人（全体の91.7%、前年比増減なし）、女性1人（全体の8.3%、前年比1人増）となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



（令和3年5月1日現在）

* 参考：全国の公立小中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合
令和2年4月1日現在 小学校 約25.3% 中学校 約11.5%

* 資料：公立学校における校長等の登用状況について（文部科学省 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査）抜粋

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDV*を行うことは、心理的虐待に当たります。令和2年度の虐待通告（相談）受理件数（疑いも含む）は、168世帯で、そのうちDVによるものは72世帯となっています。

2 ひとり親家庭

【児童扶養手当*】

令和2年度の申請・登録者数は678人（前年比3.39%、23人減）で、うち支給対象者は、554人（母親534人、父親19人、養育者1人）（前年比4.9%、27人減）となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」（465人）で、全体の83.9%（前年比0.8%減）を占めています。

支給対象者の事由別人数							(人)
	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
平成30年度	520	6	77	7	1	17	628
令和元年度	492	5	63	8	1	12	581
令和2年度	465	5	63	7	1	13	554

（各年3月末日現在）

【生活保護*】

令和2年度の生活保護法による被保護世帯は1,489世帯で、うち母子世帯は57世帯、全体の3.8%（前年比0.2%増）となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数										(世帯)
	単身者世帯				2人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
平成30年度	727	104	119	224	79	63	16	21	106	1,459
令和元年度	746	105	115	210	86	52	18	19	92	1,443
令和2年度	767	145	82	234	84	57	24	10	86	1,489

（各年3月末日現在）

⑤ それいゆぷらざ（女性センター）

1 それいゆぷらざ（女性センター）利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ（女性センター）は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組みを支援する総合的な拠点施設として、平成 25 年 1 月 4 日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1 日 あたり
平成 30 年度	2,142 人	1,024 人	631 人	264 人	223 人	1,288 人	854 人	308 日	6.9 人
令和 元年度	1,782 人	886 人	455 人	225 人	216 人	1,111 人	671 人	308 日	5.8 人
令和 2 年度	902 人	500 人	271 人	80 人	51 人	580 人	322 人	255 日	3.5 人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ（女性センター）では、男女共同参画に関する図書の貸出しを行っています。朝霞市内に在住・在勤・通学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用することができ、1 人につき 1 回 3 点まで。1 4 日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計 (冊数)	女性	男性
平成 30 年度	145 人	141 人	4 人	264 冊	255 冊	9 冊
令和 元年度	114 人	105 人	9 人	217 冊	200 冊	17 冊
令和 2 年度	99 人	94 人	5 人	194 冊	185 冊	9 冊

【インターネット利用者数】

それいゆぷらざ（女性センター）では、男女共同参画に関する情報収集のためにインターネットを利用することができます。

年度	合計	女性	男性
平成 30 年度	57 人	49 人	8 人
令和 元年度	1 人	0 人	1 人
令和 2 年度	1 人	0 人	1 人

【それいゆぶらざ（女性センター）事業実績一覧】

事業名	実施場所	実施日
男女共同参画週間	パネル展：中央公民館・コミュニティセンター 1 階ロビー 懸垂幕：市役所外壁	6月19日 ～24日
パープルリボン キャンペーン		8月1日 ～11日
女性に対する暴力をなくす運動*	それいゆぶらざ（女性センター） 情報・交流コーナー	11月12日 ～25日

〇男女平等推進情報「そよかぜ」*の発行

発行月	テーマ	周知方法
令和2年9月発行	～身近に感じよう あなたの人权～	広報あさかに掲載
令和3年3月発行	～男女平等・共同参画社会を目指して～	広報あさかに掲載

〇それいゆぶらざ（女性センター）協力員活動実績

- ①男女平等推進事業企画・運営協力員* ②男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員
③あさか女と男セミナー企画・運営協力員

内 容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
コラム「～朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています～」	全6回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全1回	男女共同参画週間	①
男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員会議	全4回	広報あさかに掲載	① ②
あさか女と男セミナー企画・運営協力員会議	全5回	新型コロナウイルス感染症再拡大による緊急事態宣言により中止	① ③

〇啓発リーフレットの作成



《男女共同参画視点》

防災防犯マニュアルカード3点



小学校高学年・中学生向けリーフレット
「性犯罪・性暴力にあわないために」

2 女性総合相談

【女性総合相談*】

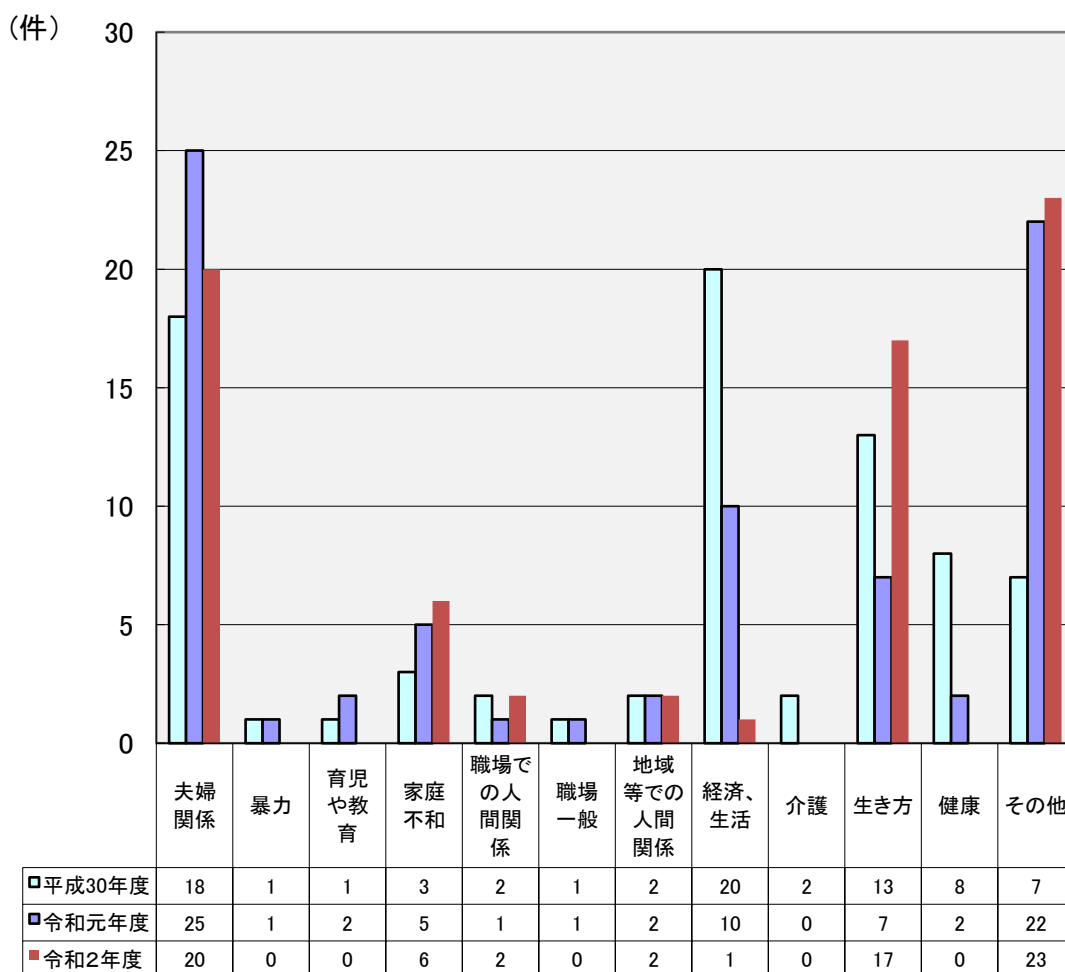
女性総合相談は、平成 12 年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成 25 年 1 月からは、それいゆぷらざ（女性センター）で実施しています。

また、女性相談員が週 1 回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「生き方」などとなっています。

年度	相談人数	相談件数
平成 30 年度	42	78
令和元年度	47	78
令和2年度	63	71

日 時：毎週木曜日（午前 10 時～午後 3 時）
場 所：それいゆぷらざ（女性センター）
相談方法：面接相談のみ（予約不要・先着順）

相談内容別件数



3 DV相談

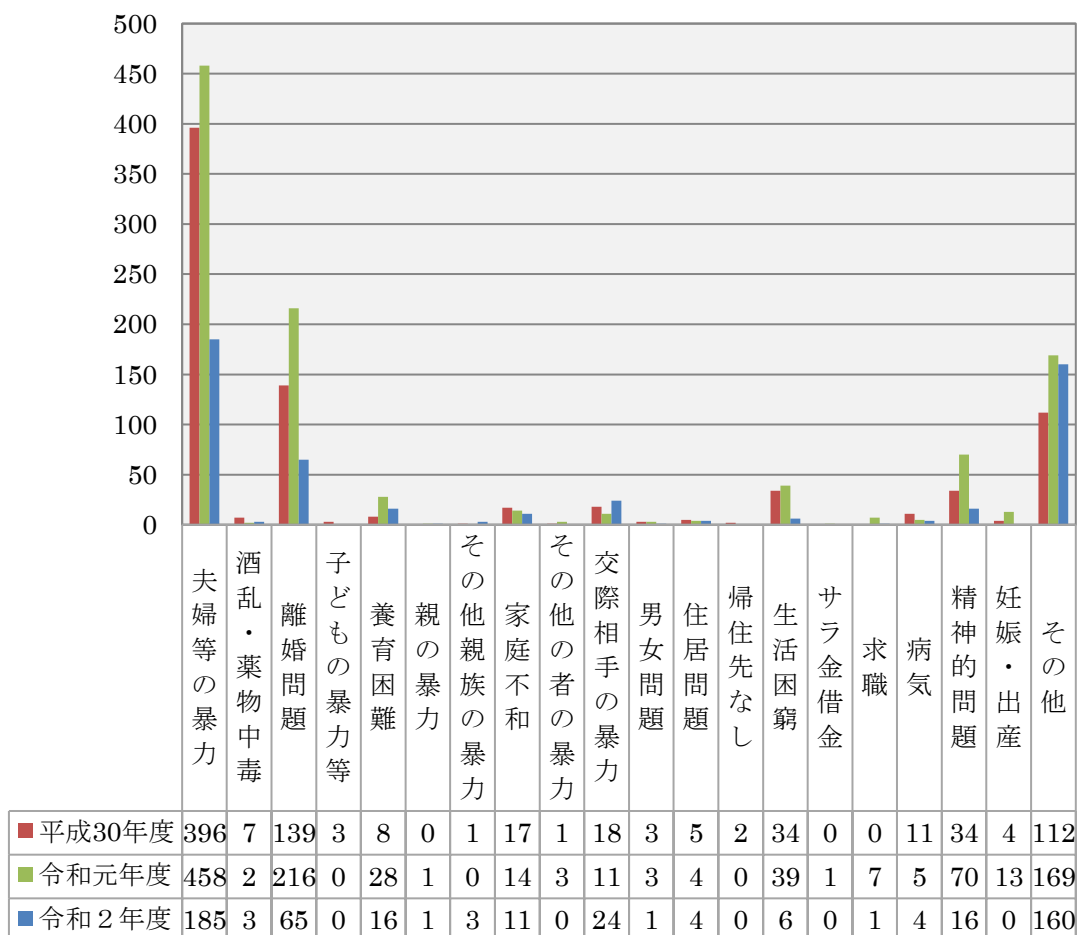
【DV相談*】

DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ（女性センター）で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。また、令和元年度からは専門の相談員が交代で毎週火曜日・水曜日・金曜日・土曜日に相談を受けています。

年度	相談人数	相談内容数
平成30年度	459	795
令和元年度	606	1,044
令和2年度	380	500

日 時：火曜日～日曜日（午前9時～午後5時）
 場 所：それいゆぷらざ（女性センター）
 相談方法：面接及び電話（予約不要・先着順）
 TEL：048-463-0356
 ※火曜日・水曜日・金曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けしています。
 時 間：午前10時～午後4時

相談内容別件数



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員*への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は2人で、男性1人(大学教授)、女性1人（弁護士）です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。

苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。令和2年度については、申立てはありませんでした。

第2部

朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

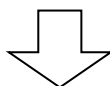
●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 (平成28年度～令和2年度) (抜粋)

1 計画の全体像

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

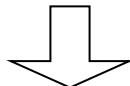
〔条例の基本理念〕

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識*の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進



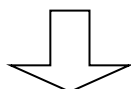
＜めざす姿＞

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～



＜重点課題＞

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



＜施策目標＞

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利*の尊重
- 4 異性間の暴力の根絶
- 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進*
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進



＜計画の施策の方向＞

- 1 ■男女平等の現状把握と将来像の提案
■学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発
- 2 ■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援
- 3 ■生涯にわたる性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重
- 4 ■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化
- 5 ■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進
- 6 ■家庭と仕事・地域活動との両立支援
■働く場での男女共同参画の推進

2

重点課題

(1) 男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識は変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・職場・地域などにおいて、男女平等の意識が浸透しているといえない状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点として、朝霞市女性センター（それいゆぶらざ）を開所して、男女平等の意識づくりに向けて取組を進めてきました。今後も引き続き、男女平等の意識が市民の中に浸透していくことを重点課題とし、様々な取組を進めます。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

男女平等推進条例は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

近年、全国的に、ワーク・ライフ・バランス*実現のための取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われていますが、他方では、DVなどが深刻な問題となっています。

こうした問題の解消に取り組むとともに、今後は、男性にとっての男女平等を実現することで、男性もより暮らしやすくするという視点を持って、施策を推進していくことが求められています。

市民一人一人が、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

3

施策目標

(1) 男女平等の意識の浸透

男女平等について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、学校・家庭・地域での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2) 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3) 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重

「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方について、男女が共に高い関心を持ち、その重要性について認識を深めるよう、情報提供や学習機会の充実に努めます。

(4) 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

異性間の暴力の根絶をめざして、異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、被害者などの保護・支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

(5) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

(6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画するよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て、働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組むとともに、庁内における男女平等を進め、女性の働く場における活躍を推進します。

基本計画

〈めざす姿〉 〈重点課題〉

〈施策目標〉

〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

男女の輪が素敵な朝霞をつくる、男女平等社会をめざして

1
男女平等の
意識づくり

2
男女平等が
実感できる
生活の実現

1 男女平等の意識の浸透

2 自己実現に向けた学習機会の充実

3 性と生殖に関する健康と権利の尊重

4 異性間の暴力の根絶
(第2次朝霞市DV防止基本計画)

5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

■男女平等の現状把握と将来像の提案

■学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

■多様なライフコース選択の情報と機会の提供

■能力の開発と活動の支援

■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

■意識の啓発と情報の提供及び未然防止

■相談体制の充実

■関係機関等との連携強化

■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

■家庭と仕事・地域活動との両立支援

■働く場での男女共同参画の推進

5 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成28年度から令和2年度までの5年間の前期基本計画、令和3年度から令和7年度までの5年間の後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



6 朝霞市男女平等推進事業評価

● 朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱に基づき、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

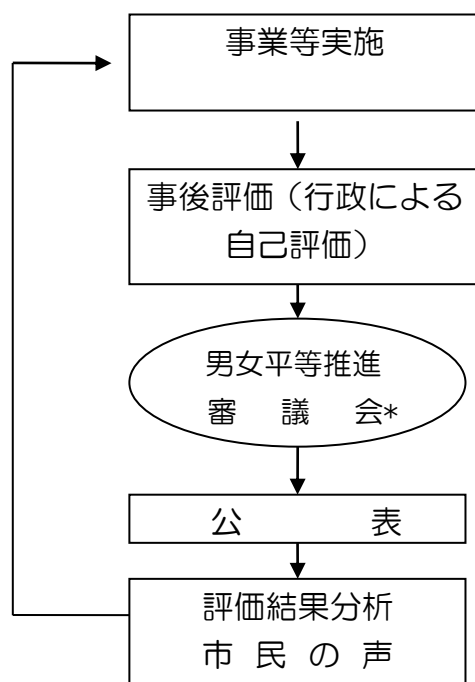
● 評価のねらい

男女平等の推進に関する市の取組み事業等について、事業実施後に、実績、効果、課題や改善点を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等の視点を意識づけすることを目的としています。

● 評価のメリット

- ◇ 実施した事業等の実績や成果等を、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かい男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 事業等の結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

● 評価の流れ



朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市男女平等推進条例（平成15年朝霞市条例第15号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等（以下「事業」という。）の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の方針)

第2条 市長は、条例第3条に定める基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

(評価の方法)

第3条 評価は、条例第10条に規定する行動計画に基づく実施計画に定める事業について行う。

2 前項の実施計画のうち、進行管理を要する事業として位置付けた事業については、事業実施課において、次条に規定する基準並びに事業実績、課題及び今後の方針を記述することにより毎年度評価を行うものとする。

3 第1項の実施計画のうち、関連事業として位置付けた事業については、朝霞市総合計画*実施計画における継続事業評価シートを基準として、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとする。

(評価の基準)

第4条 前条第2項の評価は、事業の取組状況について、主な施策ごとに行うものとする。

2 事業の取組状況の評価は3段階で行うものとし、評価の基準は次のとおりとする。

I	大きな成果が得られた。
II	一定の成果が得られた。
III	成果が不十分だった。

(審議会)

第5条 前条の評価を行うに当たっては、条例第11条第1項の規定に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴くものとする。

(評価の活用)

第6条 事業実施課は、評価結果を分析し、市の事業等に適切に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

令和 2 年度

男女平等推進事業の実施状況

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

男女平等の推進について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、学校・家庭・地域での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

【評 価】

男女平等社会の実現に向け、一人一人の意識醸成を図るための必要な情報を提供し、男女平等の意識の浸透に取り組みました。

令和 2 年度の主な事業として、令和元年度に男女平等に関する市民意識調査、事業所アンケート、市職員意識調査を実施したことから、男女平等に関する意識や生活実態等について集計・分析することができました。その結果から見えたことは、性別による役割分業意識やジェンダー平等に関する市民等の意識はまだまだ浸透していないことから、後期基本計画では、引き続き「意識の浸透」を重点課題とした計画を策定することができました。

学校教育の場においても、児童生徒に対し、性別に関わらず個々の能力と個性に応じた学習や指導を発達段階に応じて実施するなど、男女平等の意識の浸透が着実に推進され成果を得ることができました。

男女共同参画週間では、「Women 現代の吟子たちに聞く」と題したパネル展を開催し、朝霞市出身の活躍する女性のパネルと合わせ、女性が活躍している姿を広く市民に啓発することができました。

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

施策の方向 1－1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の将来像」などを提案していく。 (担当課：人権庶務課)	パネル展の開催
	男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさかに掲載し、男女平等の意識を広く啓発する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさかに掲載
	女性センター（それいゆぷらざ）における情報提供及び啓発	女性センター（それいゆぷらざ）の情報・交流コーナーを通して情報提供及び啓発活動を推進する。 (担当課：人権庶務課)	貸出図書の充実

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成 2 8 年度	課題及び今後の方針
【実績】 ①男女共同参画週間 パネル展は、「Women現代の吟子たちに聞く」というテーマで行い、朝霞市出身の萩野吟子賞を受賞した方のパネルも展示し、これまでの固定観念を払拭できるよう、女性が活躍している姿を啓発することで、誰もがその人なりの活躍ができるということを広く市民に周知した。また、社会教育チャレンジで職場体験した中学生に作成していただいた人権啓発ポスターを掲示した。また、本庁舎に懸垂幕掲揚、朝霞駅前電光掲示板、庁舎案内告知板スペース等で男女平等を推進する意識づくりを図った。 ②男女平等推進情報「そよかぜ」広報あさかに年2回特集ページを掲載（市民と協働） R2年9月号「身近に感じよう あなたの人権」 R2年3月号「男女平等・共同参画社会を目指して」を掲載した。 ③市民の視点で捉える男女平等推進コラム「朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています」を広報あさかに特集記事として掲載（年6回）し、男女平等の推進を図った。 ④情報・交流コーナー、お知らせコーナーでは、男女共同参画推進情報の掲示や配置を行い、また、男女平等に関連する図書を購入し広く啓発した。 【評価の根拠】 ・男女平等社会の実現を目指し、性別によらず、誰もが尊重され、個々の能力が発揮できるための周知と啓発を図ることができた。また、継続して市民と協働作業で、男女の活躍の場が広がるような事業を実施することにより、男女平等社会の将来像について、各種事例を活用しながら具体的に提案することができた。 ・男女平等に関する市民意識調査の調査結果や審議会委員からも、引き続き周知啓発に力を入れて欲しいという声もあり、着実に男女平等社会の実現に向けての意識向上が図られてきている。	II	【課題】 ・これまで進めてきた人権課題の継続的な啓発に加え、新たな人権課題に対し迅速に対応できるよう社会情勢の動向に注視することが課題である。また、若年層に対する人権教育をどう活かしていくかも大きな課題である。 【今後の方針・改善】 ・引き続き、男女平等社会の実現に向け、意識醸成を図ることができるような啓発、女性の活躍推進に関する社会や男性、また女性自身の意識の向上、性別にかかわりなく誰もが認められ、尊重できる地域社会に向け推進する。
	平成 2 9 年度	
	II	
	平成 3 0 年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和 2 年度	
	II	

《主な施策》 ② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や職場・地域における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「朝霞市庁内男女平等推進指針*」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
	男女平等を阻害する慣行の是正提案	固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、町内会・自治会等へ積極的な情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子の配布
	男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。 (担当課：人権庶務課)	苦情処理委員の設置
	施策や事業の展開の見直し促進	市の施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・年度当初、全庁職員に対し、職員自らが男女平等の推進に意識を持って業務に取り組むための「朝霞市庁内男女平等推進指針」を示し、市役所が率先して意識改革に努めた。 ・広報紙や市公式ホームページにて、男女平等について啓発したことで少しずつであるが、性別による固定的役割分業意識の解消を図ることができた。 ・男女平等苦情処理委員は、令和2年度実績0件であるが、常時、市公式ホームページにより周知している。 ・市職員に対し、施策等行う際は、性差や性別による固定的役割分業意識に捉われないよう、新規採用職員研修時や庁内人権研修会等で説明した。 【評価の根拠】 ・市民及び市職員に対し、男女平等推進指針や通知、各種研修会で議題にするなど、人権問題提起に取り組むことができた。 ・定期的に周知することで、職員からの意見や問い合わせが入り連携しやすくなったことから、意識醸成に繋がっている。 ・パブリックコメントなどで、市民の男女平等に対する意識の変化や現状を認識することができた。	II 平成29年度	【課題】 ・家庭や職場・地域など様々な場面において、ジェンダー平等について、一人ひとりが理解する必要があることから、あらゆる場面で誰もが参画することができる環境づくりを目指して、より効果的な情報発信と支援を行うことが必要 【今後の方針・改善】 ・既存の各種リーフレットの内容を定期的に見直し、情報を更新する。 ・イベント等の開催予定を常に確認し、啓発の機会を増やしていく。 ・引き続き、市職員の男女平等に対する意識づけを行うと共に、業務を行う際にも、男女平等を進めるための工夫をする必要性がある。 ・男女平等苦情処理委員の設置に関しては、更に周知・啓発に努めることとする。
	II 平成30年度	
	II 令和元年度	
	II 令和2年度	
	II	
	II	
	II	

施策の方向 1－2 学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「表現ガイド」の周知・活用	国や県の基準を参考に作成した、男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」の周知及び活用する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
	男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・差別を助長するような表現排除の呼びかけなど、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子の掲示・配布

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
広報事業	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	男女共同参画の視点に立った市の広報活動における表現留意の啓発と効果的な運用を図る。性別による固定的役割分業意識に捉われない広報の作成と文字・イラスト・写真等の表現に配慮する。 (担当課：シティ・プロモーション課)
生涯学習啓発推進事業	男女平等に関わる出前講座の実施	「あさか学習おとどけ講座*」（出前講座）のPRを積極的に行い、男女平等の視点に立ったテーマの講座の活用促進を図る。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成28年度 II 平成29年度 I 平成30年度 II 令和元年度 II 令和2年度 II	課題及び今後の方針
【実績】 ・市民への情報発信する業務多い市役所業務において、男女共同参画の視点で捉えた言葉やイラスト等の表現方法について、受け手の誰もが共感できるよう「表現ガイド」を職員に対し周知徹底することができた。		【課題】 ・市職員男女平等に関する意識が浸透しているとは言いがたいことから、男女共同参画の視点で捉える表現の大切さを、表現ガイドを活用しての情報提供を継続的に行い、誰もが意識向上を図ることが課題である。
【評価の根拠】 ・表現ガイドでは、情報を発信する際に、男女共同参画の視点で捉える表現に注意し、いかなる受け手が問題なく意識に入ることを目指しているものである。また、性の多様性の尊重についても掲載していることから、周知啓発時に表現ガイドを活用することで、男女平等社会への実現に向けることができた。		【今後の方針・改善】 ・情報発信力のある市役所が率先して、男女平等の実現を進めていくため、庁内男女平等推進指針と合わせ、表現ガイドについても、継続的に活用してもらうよう周知していく。

《主な施策》 ② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
教育指導支援事業	男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。 (担当課：教育指導課)	教育活動全般での男女平等教育の実施
進路学習事業	進路指導、キャリア教育の充実	性別にかかわらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実と、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。 (担当課：教育指導課)	進路指導主事会を実施
教育相談事業	教育相談体制づくり	児童・生徒の男女の差がなく、個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。 (担当課：教育指導課)	個性に配慮した教育相談の実施

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ①男女平等教育の研究と推進 特別の教科道徳や総合的な学習の時間、特別活動を活用した男女平等教育を推進した。 ②進路指導、キャリア教育の充実 進路・キャリア教育としてキャリアパスポートの推進をした。 ③教育相談体制づくり さわやか相談室や子ども相談室の相談活動を充実させた。男女に関係なく、個に応じた相談を受け付けた。「性的少数者（LGBT）のための相談案内カード」を各校に配付し、活用を図った。 【評価の根拠】 ・男女間の差別や格差をなくす能力を養うことを目的とした男女平等教育を、特別の教科道徳や総合的な学習等、さまざまな教科で実施することができた。進路指導・キャリア教育についても、児童・生徒の実態に即して実施することができた。相談活動の充実についても、性に関する悩みについては、早期発見・早期対応が重要であることを徹底することができた。また、男女に関係なく、一人一人の悩みに寄り添った相談活動を行うことができた。	I	【課題】 ・引き続き男女平等教育、進路指導、キャリア教育の推進を行っていく。また、実態を考慮した教育をより一層充実させていく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・進路指導主事会等で引き続き、男女平等の視点に立った研修を具体例等を交えて推進していくとともに、性別に関係なく、一人の人間として自己実現できるための進路・キャリア教育を充実させていく。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
	I	
	令和2年度	
	I	

《主な施策》 ③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課：人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催
	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性のリーダーシップ能力の向上を目指した講座を開催する。 (担当課：人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
母子健康教育事業	マタニティ教室、育児学級の充実	マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供する。 (担当課：健康づくり課)
生涯学習啓発推進事業	男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供する。（関係各課からの情報提供） (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	子育て講座の充実	男性が家事・育児に参画できるよう育児講座や子育て講座のカリキュラムを充実し提供する。 (担当課：中央公民館)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・毎年度開催している「あさか女と男セミナー」は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、令和2年度は中止となりました。 しかしながら、開催に向け準備検討した内容は、企画編集会議を6回開催し、企画(案)①多様性の社会で生きるには～LGBTQについて～②家庭内のストレス回避策～コロナで変わったわたしたちの暮らし～をテーマ設定とし協議することができた。	I	【課題】 ・令和元年度と令和2年度を通じ、市民意識調査等で市民の男女平等に関する意識や生活状況を集計分析することで、意識の低い分野についてを課題とし、情報発信力のあるセミナーにて、最適なテーマを決め、市民に啓発することが必要である。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
	I	
【評価の根拠】 ・男女平等社会の実現には、一人ひとりの男女平等に対する意識が芽生えることが必要のため、協働実施してきた協力員の意識醸成は、会議を通じて学習され、人材育成が図ることができた。	令和2年度	【今後の方針・改善】 ・セミナーやイベントでは、開催方法や周知方法などを工夫し1人でも多くの集客に努める。 ・男女平等に関する、身近なジェンダーについて、統計を用いながら様々な場面で周知啓発に努める。
	II	

《主な施策》 ④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等啓発事業を推進し、人材の育成を図る。 例) 男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員 (担当課：人権庶務課)	市民と協働し、啓発事業を実施
	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰*	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。 (担当課：人権庶務課)	対象者等の募集

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権教育振興事業	男女平等に関する学習機会の提供	「人権教育講座」等により男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
生涯学習啓発推進事業	地域人材の確保・活用	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録とその活用を図り、人材を育成する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員である市民との協働により、男女平等推進情報「そよかぜ」を広報に掲載した。 ・あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営協力員との協働により、セミナー開催に向け会議を重ねたものの、新型コロナウイルス感染拡大防止により、セミナーが中止となったが、企画会議を6回開催していく中で、協力員の男女平等に関する意識醸成に繋がった。 ・男女平等推進事業企画・運営協力員との協働により、広報紙に「朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています」をテーマとしたコラムを6回掲載した。 ・男女共同参画週間では、パネル展を開催した。 ・男女平等を推進する市民や団体等へ顕彰するための募集に関し周知啓発を行ったが、申請はなし。 【評価の根拠】 ・市民との協働により、男女平等に関する勉強の機会を提供することができ、男女平等社会の実現に人材育成の観点では一定の効果があつた。 ・コラムの掲載では、市民の視点で考える男女平等についての記事を掲載し、広く市民に周知できたことは男女平等の意識醸成に繋がった。	II	【課題】 ・継続的に協力員と協働しながら事業を実施していくこと。 ・男女平等を推進する市民や団体等へ顕彰するための募集に関し周知啓発をどのようにすべきか検討する。 【今後の方針・改善】 ・男女平等社会の実現を目指すために、行政が情報発信することが必要であると同時に、市民が男女平等について考えることのできる場の提供について検討する。 ・次年度以降も継続して、男女平等に関する顕著な活動をしている、市民や団体等への顕彰を行えるよう広く啓発に努める。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和2年度	
	II	

施策目標 2 自己実現に向けた学習機会の充実

市民一人一人が、多様な生き方を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

【評 価】

市民の男女平等に関しての多様化するニーズに応えるため、主に「性の多様性の正しい理解」について、「性差」に配慮しながら各種施策を実施することの必要性を周知啓発することができました。

令和2年度は、新型コロナ感染拡大防止による影響から、「生き方」「経済面」における女性の悩み全般に関する相談（女性総合相談）を緊急事態宣言中も実施し、一緒に解決策を考え相談者の支援を行うことができました。

多様なライフコースの選択ができるよう「あさか男女の輪サイト」を常に最新の情報として更新するなど市民にわかりやすく情報提供することができました。

また、ワーク・ライフ・グットバランス企業認定制度を開始し、男女平等や女性活躍を推進している事業所を認定し、インセンティブの付与として、市公式ホームページで公表するなど、事業所の見える化を促進するなど行いました。

こういった事業展開をすることで、男女が共に職場や地域に参画し、個性と能力を生かして自己実現を果たせる環境づくりが着実に推進されるよう、引き続き事業を展開していきます。

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向 2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	相談窓口・機関等の周知	「朝霞市は男女平等を進めています」の冊子や各種リーフレット、広報あさかを通して相談窓口や相談機関、男女平等苦情処理委員などを周知する。 (担当課：人権庶務課)	周知の徹底
男女平等相談事業	「女性総合相談」の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し必要に応じて関係機関との連携を図る。 (担当課：人権庶務課)	女性総合相談の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
市民相談事業	相談事業の実施	市民からの相談に異性間暴力に関するもの等が含まれる場合にDV相談等につなぐなど人権庶務課と連携し対応する。 (担当課：地域づくり支援課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・さまざまな媒体（広報紙・市公式ホームページ・ツイッター・フェイスブック・各総会開催時・小中学生・各種イベント等）を活用し、男女平等施策全般についての周知や各種リーフレットを用いての啓発を行い、市民の意識醸成を図ることができた。特に、「男女の輪サイト」では、新しい情報を迅速かつ分かりやすく掲載することができた。 ・女性専用の女性総合相談事業を実施した。周知については、市公式ホームページだけでなく、相談日当日に女性センター入口に案内板を貼るなど工夫を行った。専門の相談員が丁寧に話を傾聴し、相談者に寄り添った適切な情報提供や話の整理を行うことができた。また、コロナ禍による緊急事態宣言中も通常どおり実施することができた。 令和2年度相談内容件数71件、相談延人数：63人 【評価の根拠】 ・相談件数は、前年度と比較すると増加した。 平成28年度201件・99人。 平成29年度151件・67人。 平成30年度78件・42人。 令和元年度78件・47人。 ・個々の相談内容が多岐に渡ることや家庭内の複雑に絡まった内容の相談が多くなっているものの、傾聴し対応することができた。	I	【課題】 ・相談窓口の周知を継続し、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援等の相談内容が多くなると考えられることから、適切な支援ができるようスキル向上を図る必要がある。 【今後の方針・改善】 ・女性センター及び女性総合相談窓口のより一層の周知を行うとともに、相談者のニーズに応じた相談ができるよう相談員並びに職員のスキルを向上していく。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和2年度	
	I	

《主な施策》 ② 自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する

市民がワンストップで、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女（ひと）の輪サイト*」を充実します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	「あさか男女（ひと）の輪サイト」を充実させ、多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。 （担当課：人権庶務課）	掲載内容の充実

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生涯学習啓発推進事業	人権問題講演会等の開催	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供する。 （担当課：生涯学習・スポーツ課）

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・ホームページを活用して広く周知を行うため、女性活躍推進やDV支援、LGBTQの正しい理解*、女性視点の防災など、男女平等に関する情報を筆頭に、社会情勢の変化に対応しつつ、最新の情報に更新することができた。 【評価の根拠】 ・市の情報や国や県、他市情報も含め、男女平等に関する情報を提供することができた。 ・多様な性に関するLGBTQの正しい理解促進や女性の活躍推進など、市民に周知できる情報はあらゆる媒体を使って掲載することができた。	II	【課題】 ・このサイトを見ることで必要な情報を得られるよう、さらなる内容の充実に努める。 ・情報を提供するだけでなく、利用者にとって見やすく、関心を得られるようなホームページを作成する。 【今後の方針・改善】 ・日頃から社会情勢の動向や地域の実情の把握に努め、最新の情報を市民に提供できるようにする。 ・利用者の視点に立ち、レイアウト等を工夫しながらホームページを作成する。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和2年度	
	II	

《主な施策》 ③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性センターそれいゆぶらざにおける情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の閲覧・貸し出し、インターネットの閲覧等を行うことで、学習機会を提供する。 (担当課：人権庶務課)	—

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
家庭教育推進事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：中央公民館)
図書館運営事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：図書館)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成 2 8 年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・女性センター内にある情報・交流コーナーでは、男女平等社会の実現を目指すための関連図書を約780冊備え、閲覧や貸出しを行っている。 令和2年度の図書貸出し実績194冊、インターネットの利用実績1件。 ・女性センターお知らせコーナーでは、市の情報だけでなく、国、県、他市情報も含め掲示した。 ・平成29年5月22日に、市では市長をはじめとする課長級以上の管理職員がイクボス宣言のための研修を受講し、自らも率先して家庭と仕事を両立し、仕事の効果も上げる宣言をした写真や内容を引き続き情報・交流コーナーに掲示。 ・DV防止関連図書及び本市の相談件数を統計に表し掲示するなどDV支援の充実に努めた。 【評価の根拠】 ・若年層への啓発として、あらゆる手段を用い周知啓発することができた。 ・DV関連図書コーナーを設け、情報発信することができた。	I	【課題】 ・女性センターの認知は進んでいるものの、実際に足を運んでももらえるような企画や掲示を行うなど、周知啓発を引き続き行っていく。 【今後の方針・改善】 ・情報発信を行うにあたり、男女平等、男女共同参画の視点を取り入れた図書をはじめ、ジェンダー平等に関する情報などの啓発に力を入れ、学習の機会を提供する。
	平成 2 9 年度	
	I	
	平成 3 0 年度	
	I	
	令和元年度	
	I	
	令和 2 年度	
	I	

施策の方向 2－2 能力の開発と活動の支援

《主な施策》 ① 能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が共に自己実現をめざし、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPO*などの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	就業や起業支援に向けた情報の提供	就業や起業について、能力開発の機会提供や情報の提供などにより、能力の開発と活動の支援を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子等の掲示・配置
	女性センター登録団体*等との協働事業の実施	地域での男女共同参画の推進を活動の目的としている女性センター登録団体等と協働事業を実施する。 (担当課：人権庶務課)	協働事業の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生涯学習啓発推進事業	団体等の情報提供と交流の促進	生涯学習ボランティア登録団体等関係団体の情報提供と交流を促進する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
起業家育成支援事業	起業支援	起業支援のため起業支援セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行う。また、朝霞市商工会や創業・ベンチャー支援センター埼玉等と連携し起業に関する情報の提供を行う。 (担当課：産業振興課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成 28 年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・就業や起業に向けた情報を女性センターお知らせコーナーや情報・交流コーナーに掲示、市公式ホームページでは、県のホームページへリンクづけする等で市民に啓発を行った。 ・登録団体との協働事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止により実施することができませんでしたが、計画策定のための意見を登録団体に伺うなど、市の男女平等施策に意見を取り入れた。 【評価の根拠】 ・就業や起業についての情報に関し、直ちに情報が届けられるよう、掲示することや窓口に配置する等を行い、市公式ホームページで速やかに情報の提供を行った。 ・登録団体との協働事業においては、その団体の代表を通じ構成員の男女平等を進めていくための女性リーダー的な人材育成へと繋がるものとなっている。	I	【課題】 ・就業や起業支援に向けた事業は、産業振興課と連携しながら行う。 ・団体と協働した事業を引き続き行い、さらに男女平等の推進を図る。 【今後の方針・改善】 ・女性センターの周知を続け、さらに、男女平等を推進する団体の登録を行い、市と協働した事業を展開することで、女性の活躍や働き方等も同時に推進できるよう働きかけをしていく。
	平成 29 年度	
	I	
	平成 30 年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和 2 年度	
	II	

施策目標 3

性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重

「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方について、男女が共に高い関心を持ち、その重要性について認識を深めるよう、情報提供や学習機会の充実に努めます。

【評 価】

令和元年度に実施した市民意識調査では、性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）をよく知っている市民の割合が 5.0%と低いことから、周知啓発を重点的に取り組む必要性があることを受け、平成 29 年度から実施している市内中学 3 年生を対象にしたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念とデートDV 予防について、パワーポイントを用いた講座とロールプレイを取り入れた講座を実施しました。効果としては、生徒に直接意識醸成を図ることができることから、毎年度継続的に実施する必要性を感じており、取り組みとしてはとても良いものと判断しています。

また、男女の健康管理については、「あさか健康プラン 21 推進事業」に基づき、女性に特有な病気や症状に関する健康教育や健康相談の実施、また、健診を実施するなど充実した健康管理の支援をすることができました。

施策目標 3 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

施策の方向 3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

《主な施策》 ① 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる

あらゆる世代が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利等についての情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し関心を高める。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
健康危機対策事業	H I V／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行う。 (担当課：健康づくり課)
教職員研修事業	性教育の実施	大きくなるからだ、発育急進期、男女の身体の変化、性感染症とその予防、生命の誕生など性についての正確な知識の学習機会を提供する。 (担当課：教育指導課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成 2 8 年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのリーフレットを市内中学3年生に配布した。 ・計画策定時に行った市民意識調査の集計結果から、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉を知っていますか」という設問に対し、知っている人の割合が5%であり、前回調査時よりも認知度は増えましたが、引き続き、周知啓発をし続けるような計画を策定することができた。 【評価の根拠】 ・計画策定の位置づけも男女平等を進めていく上で重要な項目であるとし、引き続き指標にもあげ進めていくことができた。	III	【課題】 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念は抽象的であるため、周知・啓発が困難であるものの、若年層を中心とした啓発をしていく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・広報誌や市公式ホームページにおいて、広く市民を対象としたリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての周知を行う。 ・誰もが対象となる概念のため、引き続き、若年層を中心とした周知啓発を行う。
	平成 2 9 年度	
	I	
	平成 3 0 年度	
	I	
	令和元年度	
	I	
	令和 2 年度	
	II	

《主な施策》 ② 男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠やH I V／エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、妊娠・出産期も含めて女性の生涯を通じた健康管理を支援します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
あさか健康プラン21推進事業	市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。 (担当課：健康づくり課)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
健康教育事業	健康教育等の実施	女性に特有な病気や症状に関する健康教育、健康相談を実施し、健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)
がん検診事業	がん検診の実施	女性に特有な病気に関する健（検）診を実施し、健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)
妊婦一般健康診査等事業	妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査等の費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 あさか健康プラン21推進事業 《健康あさか普及員》 健康あさか普及員登録 407人 意見交換会 3回開催 延べ21人参加 黒目川健康ウォークラリー 中止 アートマルシェ 中止 産業フェア 中止 《へるすアップ（広報）》 へるすアップ掲載 年4回 《ガイドブック》 ガイドブックの発行 年1回 【評価の根拠】 事業を推進するに当たり、男女平等の視点を意識し、健康づくり事業を展開することができた。関係機関と連携し、市民と協働することで、様々な視点から事業を行うことができ、性別、年代に関係なく、健康づくりの支援を図ることができた。新型コロナウイルス流行の影響に伴い、多くのイベントが中止となるなど、前年度までと同水準で事業を展開することができなかった。	I	【課題】 ・健康づくりの支援に関する事業については、様々な世代の方により多く参加していただけるよう、事業内容や周知方法等の工夫が必要である。 ・健康に関する情報をより効果的に発信できるよう検討していく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・健康あさか普及員を活用し、市民と協働した健康づくりの事業を進める。 ・他部署で行っている教室やイベント等で、健康づくりに関する情報が様々な年代、性別の市民に伝わるよう、普及、啓発に取り組んでいく。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
	I	
	令和2年度	
	II	

施策目標 4 異性間の暴力の根絶

本市では、異性間の暴力の根絶をめざして、異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

【評 価】

市民への情報発信については、隔月に広報紙に掲載するDV相談窓口の周知、暴力を予防するために各種イベントの機会を活用し、リーフレットを配置することや女性センター情報・交流コーナーにおいて、DVに関する図書を充実させ、併せて啓発物を掲示するなど、DVは重大な人権侵害であることの認識を広めていくことができました。

相談内容は、複雑な内容が多く多機関におよび、緊急性を要する相談や外国人、精神的問題を抱える相談者を適切に対応することができるよう、相談員の資質向上を研修等で学び、相談者が安全安心な相談ができる環境整備を築けています。

その他にも、性犯罪・性暴力被害が若年層にまで広がっていることから、小学生から中学生を対象にしたリーフレットを作成し、意識醸成を図ることができました。

新型コロナ感染拡大防止によるDV被害の増加が懸念されている中、緊急事態宣言中も継続した相談窓口を開き被害者がいつでも相談できる体制づくりを敷くことができました。

施策目標 4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

施策の方向 4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ① 人権についての教育を推進する

男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、学校や地域、職場などにおいて推進します。また、女性に対する暴力をなくす運動*により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日まで実施される女性に対する暴力をなくす運動を周知するなど、男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び朝霞市公式ホームページに掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	北足立郡市町と人権問題に取り組む市民団体、関係機関などで共同開催する人権フェスティバルや北足立郡市町で開催する人権・同和問題講演会などにおいて、男女平等の視点からの事業の推進を図るとともに、講演会等を通じて学校、地域、職場などでの人権教育の推進を図る。また、市が開催する人権と平和パネル展などの人権啓発事業を通じ人権尊重意識の向上を図るとともに、これらの機会に男女平等に関するリーフレットを配布する。 (担当課：人権庶務課)
教育指導支援事業	男女平等の視点からの人権教育の推進	県作成の高校生対象ドメスティック・バイオレンス防止啓発資料を活用するなどして人権教育を推進するとともに、さまざまな人権課題に取り組む中で、男女平等教育に取り組んでいく。 (担当課：教育指導課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成 28 年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・異性間暴力の根絶に向け、広報あさかや市公式ホームページ等において、11月12日から11月25日まで、女性に対する暴力をなくす運動の周知に努めた。 ・それいゆぶらざ情報・交流コーナーにおいて、女性に対する暴力をなくす運動についての掲示や、関連図書の展示コーナーを常設するなどして啓発を行った。 ・パープルリボン（女性への暴力をなくす運動）の推奨を行い、リボンを名札につけることやタペストリーを用いリボンの推進を行った。 ・「性犯罪、性暴力対策集中強化期間」を令和2年度から令和4年度まで国が強化する意向を定めたことから、市公式ホームページや若年層向けリーフレットの作成、市職員に対する指針の作成や会議での周知を行い未然防止に努めた。 【評価の根拠】 ・周知と啓発を積み重ねることで、市民や市職員に対する、意識付けとなり、DV等の暴力を未然に防ぐことや早期発見、早期対応が出来るネットワークが構築され、人権尊重の意識が浸透できた。 ・性犯罪、性暴力防止に関する支援については、新たな人権課題として迅速に対応することができた。	II	【課題】 「DV」という言葉の認知度は高くなってきたが、相談したくてもできない方や相談する意識がない方もいる状況である。新型コロナウイルス感染症拡大防止策により、在宅ワークなどにより家庭内暴力が増加すると懸念されるなど、DV相談体制を常に続けられるよう努めることが必要である。 【今後の方針・改善】 ・市職員をはじめとする、関係機関、関係団体がより一層DVの根絶に向けた意識醸成をもってもらうため、啓発や情報提供に努める。 ・若年層へのデートDVや性犯罪性暴力の危険性についての理解促進を図る。
	平成 29 年度	
	II	
	平成 30 年度	
	II	
	令和元年度	
	I	
	令和 2 年度	
	I	

《主な施策》 ② 異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

学校や家庭において、デートDVの予防啓発、配偶者等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント*などに関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	異性間暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」や朝霞市公式ホームページへの掲載など、さまざまな機会を捉えて分かりやすく提供する。 (担当課：人権庶務課)	市公式ホームページへの掲載
男女平等相談事業	連携・支援体制の充実	埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会で構成する「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催することで、外部組織間の連携を強化し、支援体制の充実を図る。 (担当課：人権庶務課)	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催
	DVに関する相談の周知	DV相談の開設について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。 (担当課：人権庶務課)	積極的な周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
教職員研修事業	異性間暴力防止に関する教育の実施	学校人権教育主任研修会を充実させるほか各種人権研修に教師が参加し、異性間暴力を含めた人権課題について研修する。また、児童・生徒に対し、人権教育の視点から異性間暴力が犯罪であることを周知し、防止に向けた教育を行う。 (担当課：教育指導課)
職員人事管理事業	ハラスメント防止対策の強化	男女ともに働きやすい職場づくりを推進するため、「職員のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱」を見直し、パワー・ハラスメント*等の各種ハラスメントを加えた要綱として整備した上で、職員への周知を図る。 (担当課：職員課)
民生委員児童委員活動事業	地域における被害者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員・主任児童委員に、研修会などの機会を捉えて、異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知し、被害者の早期発見につなげる。 (担当課：福祉相談課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・男女間の暴力のみならず、LGBTQ等当事者間のDVについても相談があることから、多様な相談内容に対応できる体制を整えることができた。 ・DV関係機関の連携強化を図るため、コロナ禍においても、書面会議を実施し、本市のDV被害者支援の理解を促進することができた。 ・市内中学校3年生にデートDVリーフレットを配布した。リプロダクティブヘルスライツ及びデートDVのおとどけ講座はコロナ禍により開催することができなかった。 ・隔月の広報紙にDV相談窓口を市民に周知した。 【評価の根拠】 ・新型コロナウイルス感染拡大の中でも、関係機関に対し、継続した相談窓口を行っている旨の通知を行い体制を整えた。 ・関係機関との情報連携がスムーズになってきたことから、DVに対する職員等の意識が変わってきている。	I	【課題】 ・DV問題だけでなく性犯罪、性暴力対策など、様々な課題を抱えた相談が増えているため、より一層他機関や庁内関係各課との緊密な連携を行っていく必要がある。 ・DV相談は女性だけでなく男性も相談できることから、男性に対する周知・啓発等行っていく必要がある。 ・市公式ホームページを活用し、24時間相談できる窓口の案内やSNS等を活用した相談窓口の案内を引き続き掲載する。 【今後の方針・改善】 ・多岐にわたる相談内容が多いことから、それぞれに対応できる相談担当者のスキルをさらに身につける。 ・若年層からDV被害についての啓発を行うことで、将来被害者にも加害者にもならない関係作りができるよう啓発活動を行う。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
	I	
	令和2年度	
	I	

施策の方向 4－2 相談体制の充実

《主な施策》 ① 相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談に対応できるよう、研修や専門的な人材の確保などにより、相談体制を充実します。

【進管理事業】 ※下段に進管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	専門の相談員による相談の実施	DV相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、充実した支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV相談を実施し相談体制を充実する。 (担当課：人権庶務課)	DV相談の実施
	相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	相談員やDV相談担当職員をスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。 (担当課：人権庶務課)	担当者研修への参加

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生活保護事業・生活困窮者自立支援事業	被害者等への相談・助言、保護支援の充実	被害者等の状況や状態を確認し、被害者に適した配慮をしながら保護し、自立に向けた支援を行う。 (担当課：生活援護課)
児童相談事業	被害者等への相談・助言、支援の充実	被害者等の状況や状態を確認し、児童虐待のリスクや養育支援の必要性に配慮をしながら、児童と保護者に対して必要な助言や支援を行う。 (担当課：こども未来課)

進管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・DV専門相談日を週4日で実施した。 ・DV相談件数380件 相談内容件数500件 保護件数0件 DV相談内容は、多岐にわたり、様々な要因が絡み合う相談内容が多くあり、相談者の自立支援を促すために、専門性を有する相談員を配置しており、相談員・職員間で適宜情報共有、支援の方向性の検討を行った。 ・相談員及びDV相談担当職員が国及び県が主催する研修に参加することで、相談員のスキルアップを図った。 ・相談員間の交流会を実施し、相談の多い精神的問題を抱える相談者の対応について、講師を迎え知識を得ることができた。また、普段感じている疑問等を相談員間で共有することができた。 【評価の根拠】 ・相談件数は、前年と比較すると減少したものの、相談内容が多岐に渡ることから、相談員及び職員がDV研修や他課との連携を通して個々にスキルアップしたことが相談者に寄り添った相談ができ、自立及び自主避難を支援する相談に繋がった。 ・相談員のスキルアップ等をしていることや継続的な相談が増えてきたことから、相談者が安心して信頼のおける相談窓口となってきた。 ・市職員と専門相談員の相談比率が同等程度に近づいたことから、専門相談日を増加したことによる効果が出たものと考えられる。	I	【課題】 ・複雑かつ困難で多機関に及ぶケース、また緊急性を判断する必要があるケースも増えていることから、より一層の相談員の資質向上が必要である。 【今後の方針・改善】 ・DV相談に関して、相談員及び職員が意識を高め、更なる相談体制の充実を図る。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
	I	
	令和2年度	
	I	

施策の方向 4－3 関係機関との連携強化

《主な施策》 ① 庁内における連携体制の充実を図る

被害者の保護・支援を迅速に行うため、「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」等、庁内の連携体制を充実し、関係各課の連携強化を図ります。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	庁内連携体制の充実	困難事例が生じた場合、庁内関係各課が速やかに連携し、具体的な支援の方法等を検討する庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会等を開催するなど、庁内関係各課との連携体制を強化する。 (担当課：人権庶務課)	DV相談及び女性総合相談連絡調整会の開催
	「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」の充実	DV相談及び女性総合相談に関わる関係各課に支援事業の周知を行うなど、庁内の連携がスムーズに行われるよう配慮する。また、研修やケースカンファレンスを実施することで相談の入口がどこの窓口であっても円滑な支援に繋がるよう強化を図る。 (担当課：人権庶務課)	

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	人権施策の推進	人権施策庁内連絡会、庁内人権問題研修推進員会議などを通じて庁内関係各課等との相互の緊密な連携及び協力体制を図りながら人権施策を効果的に推進する。また、さいたま人権擁護委員協議会や、国、県などの関係機関と連携・協力しながら相談窓口の充実を図るなど、相談者の支援体制の推進を図る。 (担当課：人権庶務課)
母子訪問指導事業	被害者等への健康支援	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施する。 (担当課：健康づくり課)
住民基本台帳管理事業	住民基本台帳事務における支援措置	支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を制限する。 (担当課：総合窓口課)

進行管理事業に対する自課評価

Ⅰ 大きな成果が得られた		Ⅱ 一定の成果が得られた		Ⅲ 成果が不十分だった	
事業実績（評価の根拠）		平成 2 8 年度		課題及び今後の方針	
【実績】 ・困難事例や子どものいる世帯、精神障害者、外国籍など多機関にまたがるケースでは、関係機関との情報共有や役割分担の確認、支援の方向性を確認するための情報共有など密な連携を行うことができた。	【評価の根拠】 ・相談者がどの窓口に行かれても、相談内容がDVに関することや、女性全般の相談内容であった場合、女性センターへ繋いでもらうことができていることから、庁内関係各課との連携強化が図れるようになった。また、DV＝女性センターという意識も庁内各課において浸透している。	Ⅰ		【課題】 ・相談内容が複雑化し、様々な課題を抱えた相談が増えているため、連携体制をさらに強化していくことが必要である。	【今後の方針・改善】 ・相談者の立場になり、関係各課と連絡を緊密にし、相談者の問題解決となるよう、今以上に関係各課との多機関連携に努める。
		平成 2 9 年度			
		Ⅰ			
		平成 3 0 年度			
		Ⅰ			
		令和元年度			
Ⅰ		令和 2 年度			
Ⅰ					

《主な施策》 ② 被害者を保護し自立を支援していくために、関係機関との連携を強化する

DVの防止や被害者の保護、自立支援に当たっては、県や警察をはじめ、「DV対策関係機関ネットワーク会議」など関係機関との密接な連携を図ります。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	「DV対策関係機関ネットワーク会議」など関係機関との連携強化	埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会で構成する「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関との連携強化を図る。 (担当課：人権庶務課)	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催
	緊急保護体制の充実	DV相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、県等の緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、ホテル等を緊急一時保護施設とする協定を締結し、支援体制を充実する。 (担当課：人権庶務課)	協定宿泊施設の締結

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
母子訪問指導事業	保健所や医療機関との連携強化	保健所や医療機関との連携により、DV被害を早期に発見し、適切な対応を図る。 (担当課：健康づくり課)
地域包括支援センター支援事業	高齢者施設との連携強化	地域包括支援センター、また、特別養護老人ホームなどの高齢者施設と連携を図り、高齢者の異変を早期に発見し、適切な対応を図る。必要に応じ訪問調査等を実施し、緊急時には一時保護や警察への通報などを行い被害者の安全確保を図る。 (担当課：長寿はつらつ課)
児童相談事業	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるよう関係機関から情報等を収集し、連携強化を図る。 (担当課：こども未来課)
生活保護事業	福祉関連施設との連携強化	関係機関と連携し、一時保護された被害者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行う。 (担当課：生活援護課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成 2 8 年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、DV対策関係機関ネットワーク会議を書面会議として開催し、多機関連携の大切さや各機関のサービス・役割など情報共有した。 ・3ヶ所の協定ホテルとDV被害者の緊急一時保護施設とする協定を締結した。 令和2年度の緊急一時保護件数 0件 【評価の根拠】 ・各機関とDV支援に関しての共通認識を図ることができた。 ・各々の機関の制度(サービス)の共有と考え方の認識が深まった。	II	【課題】 ・困難事案や多くの相談に対応できるよう、職員間の連携や関係機関との役割分担の意識の徹底が必要である。 【今後の方針・改善】 ・コロナウイルス感染対策において、DVの増加や深刻化が懸念されている中、個々のケースの状況判断を的確に行えるよう、相談体制づくりと意識づくりを徹底する。
	平成 2 9 年度	
	II	
	平成 3 0 年度	
	I	
	令和元年度	
I	令和 2 年度	
I		

施策目標 5

政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、共に社会の担い手として活躍することができるよう政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

【評 価】

市政への男女共同参画を推進していくために、庁内男女平等推進指針や年次報告書を全職員に周知し、各審議会等での女性委員の登用に関する登用率などを周知することにより女性登用率*の向上に向けた取組を実施することや女性管理職員の割合を後期基本計画の指標に掲げ、市役所内部から女性の活躍推進を加速していく計画策定ができました。

また、男女平等を推進する目的を備えている女性センター登録団体と協働して、男女平等、女性活躍推進に関する意見をいただくなど、地域の男女平等社会の実現と人材育成を図ることができました。

防災分野における男女共同参画の推進につきましては、中長期に渡る避難所生活を強いられた場合、将来の不安などによるストレスからDVや性犯罪が起りやすいことから、被災者が二次被害を受けないよう、未然防止の観点から「防災・防犯マニュアルカード」（3種類）を作成し、防災備蓄倉庫や各公共施設に配置するなど備えることができました。

施策目標 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向 5－1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。
また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全庁に向け積極的に周知する。 (担当課：人権庶務課)	女性委員等の登用について周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
広聴事業	広聴機会や手段の提供	市への意見・要望のほか、幅広い広聴機会・手段の設定に努める。 (担当課：市政情報課)
生涯学習啓発推進事業	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	夜間・休日など、男女が参加しやすい生涯学習活動の場となるよう、環境整備に努める。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成 28 年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・毎年度当初、全職員に対し、「庁内男女平等推進指針」、「男女共同参画の視点で捉える表現ガイド」についてメール配信し、事務を行う上で男女平等の視点を取り入れた事務の遂行をしてもらい、女性が参加しやすい、女性の意見等も反映できる男女平等社会の実現を目指す働きかけを行った。 【評価の根拠】 ・例年、男女平等、男女共同参画について繰り返し周知等行っていることで少しずつ職員の意識にも変化があり、男女平等に対する認識をもった事務の遂行ができてきたことが伺える。 ・令和7年度までの各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合について、70%を目標とし計画策定し、市職員が率先して男女共同参画の手本となるように行っている。	II	【課題】 ・男女平等社会の実現については、中々目で見える効果は実感できないが、女性の意見等を施策に反映できるよう、女性管理職員の割合や審議会への女性登用について周知啓発していく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・女性が社会進出しやすい環境づくり、性別による役割分業意識やこれまでの偏見や無知をなくするための啓発を積極的かつ継続的に行う。
	平成 29 年度	
	II	
	平成 30 年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和 2 年度	
	II	

《主要な施策》 ② 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。 (担当課：人権庶務課)	女性視点での防災情報の収集及び備え

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
地域防災推進事業	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	地域防災計画を推進するに当たり、女性の視点を取り入れた避難所の運営を確立し、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進する。 (担当課：危機管理室)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・女性視点(女性センター事業の活用)で作成した防災マニュアルに沿い、平時からの準備を進めるため、1年掛けて、防災・防犯マニュアルカード(3種類)を作成し、有事の際に活用できるよう事前に防災備蓄倉庫に配置することができた。また、1種類は、帰宅困難の際に女性として気を付けることを掲載したマニュアルカードを各公共施設に配置することができた。	I	【課題】 ・地域防災計画や防災マニュアルに示した内容を基に、平時からの準備をさらに進めていく。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	【今後の方針・改善】 ・作成したマニュアルを常に改訂できるよう、情報収集に努め、避難所を開設する場合に慌てず、かつ迅速に対応できるよう、平時の準備を進める。
	I	
	令和元年度	
	II	
【評価の根拠】 ・中長期避難所生活を強いられた場合に、DVや性犯罪等の二次被害が起きないよう、また、起こさないようにするための避難所運営や女性や子どもが被害に遭いやすいことから、気を付ける点を掲載したマニュアルカードを作成することができた。その他にも、平時準備として必要となる啓発物等も準備することができた。	令和2年度	
	I	

施策目標 6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画するよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組むとともに、市内における男女平等を進め、女性の働く場における活躍を推進します。

【評 価】

家庭と仕事の両立を実現するための施策として、男女平等推進情報「そよかぜ」の発行や各種リーフレットを用いての情報提供を行い、男女がともに地域活動との両立ができる環境づくりを進めることができました。

男女格差のない職場づくりのための周知啓発や女性の活躍を推進するための法整備は進んできているものの、まだまだ、性別による固定的分業意識が払拭されていない状況があることから、事業所や男性の理解を促進するための周知啓発に取り組みました。

市が率先して男女平等を推進するため、市内男女平等推進指針の周知、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備などの取組を実施し、男女平等に対する認識を高めることができました。

また、女性センター情報交流コーナーでは、平成29年5月22日、市長をはじめとする課長級以上の管理職員が「イクボス宣言」を行っていることを忘れず、薄れないよう継続的に市民に周知啓発を行うことができました。

施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

施策の方向 6－1 家庭と仕事・地域活動との両立支援

《主な施策》 ① 家庭と仕事の両立を支援する

家庭と仕事の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供	家庭と仕事の両立に関する情報提供を行う。 （担当課：人権庶務課）	市公式ホームページによる周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
子ども・子育て支援事業計画推進事業	子育て環境の整備	朝霞市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て環境の整備を行う。 （担当課：保育課）
勤労者支援事業	一般事業主行動計画*の実施への促進	一般事業主行動計画実施を促すために、家庭生活と職業生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供する。 （担当課：産業振興課）

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた	II 一定の成果が得られた	III 成果が不十分だった
事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・ワーク・ライフ・バランスの情報を市公式ホームページや女性センター掲示板等で、市民や事業所等に対し啓発した。 ・平成29年5月22日に、市では市長をはじめとする課長級以上の管理職員が、イクボス宣言のための研修を受講し、自らも率先して家庭生活と仕事を両立し、仕事の効果も上げる宣言をした写真や内容を女性センター内に引き続き掲示し周知を図った。 ・男女平等推進情報「そよかぜ」では、家庭生活における見えない家事・育児について、性別による役割分業意識の解消に向け意識醸成を図った。 【評価の根拠】 ・市公式ホームページや、女性センター掲示板等で、ワーク・ライフ・バランスを推奨するよう啓発に努めた。 ・市民意識調査の集計分析結果を受け、男は仕事、女は家庭といった現状が変わっていないことから、身近なジェンダー平等を統計に表すなどの検討をすることができた。	II	【課題】 ・市職員、市民、事業所等へ継続的なワーク・ライフ・バランスへ向けた意識付けを行う。 【今後の方針・改善】 ・市職員、市民、事業所等へ継続的なワーク・ライフ・バランスに向けた意識付けは重要と捉え、さらなる周知啓発を行うための手段や方法を検討、実践していく。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和2年度	
	II	

《主な施策》 ② 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課：人権庶務課)	お知らせコーナー及び情報・交流コーナーの充実

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
市民活動支援ステーション運営事業	市民活動支援ステーションの充実	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課：地域づくり支援課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・男女平等や女性の活躍推進などに関する、国や県、他市町村の情報も含め、男女平等社会の実現に向けた情報案内など女性センターの掲示板やお知らせコーナーにて、常時周知・啓発を行った。 ・女性センター登録団体の活動案内を掲示することや団体からの意見を伺うなど、地域と密接した男女平等の推進ができた。 【評価の根拠】 ・男女平等や男女共同参画に関する最新の情報を収集する他、チラシやポスターによる啓発を実施した。また、男女平等関連図書の充実を図り、活動しやすい環境整備を行い、地域活動への参画を促すことができた。 ・男女平等推進事業企画・運営協力員など男女平等に関心を持っている市民の参画が増え、男女平等社会の実現に向け、市との協働が進んでいる。	II	【課題】 ・継続的にそれいゆぷらざ(女性センター)を周知していくことを進め、個人や地域団体等が活動しやすい女性センター運営を行うことが必要。また、女性センター登録団体との協働事業の展開も課題である。 【今後の方針・改善】 ・男女平等の推進を目的に活動している団体の登録を増やし、女性センター内での活動が盛んになるように支援しながら運営し、協力団体との交流を進めていく。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和2年度	
	II	

施策の方向 6－2 働く場での男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。
また、市民、労働者、事業所に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。
さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	事業所への男女格差改善の協力要請	事業所に対して男女格差改善の協力要請を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子等の配布
	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。 (担当課：人権庶務課)	アンケートの実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
勤労者支援事業	雇用・就労に関わる法制度の周知	男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等で情報提供を行う。 (担当課：産業振興課)
就労支援事業	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの情報を提供し周知を図る。 (担当課：産業振興課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・令和元年度に事業所アンケートを実施した結果を集計、分析を行い「事業所アンケート結果報告書」を発行することができた。 【評価の根拠】 ・男女平等推進行動計画後期基本計画を策定するに当たり、事業所アンケートを集計分析した結果を計画策定に役立たせることができた。	II	【課題】 ・性別による格差改善のため、男女問わず人権を尊重し、個々の能力を伸ばしていけるような職場環境の改善等に引き続き努めてもらうよう周知していく。 ・女性の活躍をさらに促進していくための、法律や制度の活用、会社や男性側の理解促進も併せて啓発していく。 【今後の方針・改善】 ・女性意見を反映していくことが男女平等並びに女性活躍の推進には必要性が高いことから、市内事業所への最新情報を提供するなど、市や市民、事業所が一体となって推進できるよう、事業展開を進める。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	I	
	令和2年度	
	II	

《主な施策》 ② 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針等を勘案し、女性の職業生活等における活躍を推進する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
	積極的格差是正措置*の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページの掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
起業家育成支援事業	起業支援	起業支援のため起業支援セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行う。また朝霞市商工会や創業・ベンチャー支援センター埼玉等と連携し起業に関する情報の提供を行う。 (担当課：産業振興課)
生涯学習啓発推進事業	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	女性が活躍できる多様な生き方の選択を支援する学習情報を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	再就職、社会・地域活動に向けての関係各課からのポスター掲示やチラシ、パンフレット等の情報を提供する。また、女性の活躍の推進を目的とした、社会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供する。 (担当課：中央公民館)
就労支援事業	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	埼玉県等の労働機関と連携し、再就職のための情報の提供や就職支援講座等の誘致を行う。 (担当課：産業振興課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・全職員宛て、「朝霞市市内男女平等推進指針」や重点活動テーマをメール配信し、男女平等に関する環境整備や意識改善に取り組んだ。 ・年次報告書を公共機関やホームページに掲載し、男女平等の推進、女性活躍推進に関し周知した。 ・男女平等推進情報「そよかぜ」において、女性の活躍しているモデルケースや家庭内の男女平等に関する記事を掲載し広く市民に周知した。 ・あさか男女の輪サイトの情報を充実し、市民がワンストップで情報収集できるよう努めた。 【評価の根拠】 ・職員が、日々の業務において、男女平等の視点が必要であることの意識付けをすることができた。 ・ホームページや配布物として、男女平等に関する年次報告書を発行し啓発することができた。 ・ジェンダーギャップ指数について、女性の参画が進んでいない状況を啓発することができた。	II	【課題】 ・固定観念はなかなか拭えない中、男女平等に関する意識向上を図るため、周知啓発を引き続き行う。 ・女性が活躍するために、職場や男性の理解が必要であることの周知啓発が必要である。 ・ジェンダー平等の推進は、男女平等や女性活躍に欠かせない情報として、市民の意識に気づきを与えられるような啓発を行う。 【今後の方針・改善】 ・啓発リーフレット等を用いながら、引き続き職員に周知し、市が率先して男女平等や女性活躍が進んでいる社会の実現に向け、職場環境等の改善に努めていく。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和2年度	
	II	

《主な施策》 ③ 庁内での男女平等を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針」に基づき、男女平等のモデル職場となるよう、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、男女が働きやすい職場環境の整備を進めるなど、庁内の男女平等を推進します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
職員人事管理事業	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画*の推進	女性職員の活躍を推進するために、職員の意識向上、女性職員のキャリアアップの促進、職場環境の整備などの取組を推進する。 (担当課：職員課)	職員に周知

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・全職員に対し「朝霞市庁内男女平等推進指針」を配信し、男女平等に関する環境整備や意識改善に取り組んだ。 ・朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会にて、重点活動テーマを「性の多様性と共に生きる」と定め、幹事会幹事である職員を先頭に、各職員に対して意識付けを行った。また、庁内人権連絡会などの会議の場にて、「性の多様性」の正しい理解について、説明を行った。 ・女性職員のキャリアアップの促進 「女性職員のキャリアデザインに関する意識の醸成」 女性職員が自らのキャリアアップへの意識を持てるよう、庁内で実施する階層別研修において、先輩女性職員によるキャリアデザインに関する講義を引き続き実施した。(新規採用職員研修、上級研修、主任級研修、監督者研修) また、初級研修(入庁2年目対象)において、外部講師によるキャリアデザイン研修を実施した。 この他、市町村職員中央研修所が主催する管理職のための組織マネジメントに関する研修に、女性職員を1名派遣した。 ・職場環境の整備 男女ともに働きやすい職場環境づくりの一環として、階層別研修の場を活用し、育児休業等の制度やハラスメント防止対策に関する説明を引き続き実施した。また、男性職員の育児等への参加を促進することを目的に、配偶者が出産した男性職員に対し、育児に関する休暇等の取得について働きかけを行った。 ・休暇制度の拡充 仕事と子育ての両立を支援するため、「子の看護休暇」の取得対象となる子の範囲を、小学校就学前の子から、中学校就学前の子に拡大した。 【評価の根拠】 ・市職員が率先して、男女平等に関する意識を醸成することができた。 ・いずれの事業も、朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(第1期)に基づき、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備、休暇取得の促進などの取組を実施できたことで評価した。	I	【課題】 ・推進すべきあらゆる事柄に関心を持ち、更なる男女共同参画を推進できる指針を改正するなど、職員に周知徹底できる体制をつくる。 ・ハラスメント防止対策の強化については、平成29年度から新たな要綱等による運用を開始したが、引き続き職員への周知を丁寧に行い、制度の理解や定着を図る必要がある。 【今後の方針・改善】 ・庁内メール配信のみだけでなく、職員の誰もが、男女平等社会の実現が必要であるかの認識をもていただくために、さらに踏み込んだ周知啓発を取り入れていく。 ・指針に「性の多様性」について盛り込み、性別に関わらず、誰もが尊重され、個々の能力を発揮でき認めもらえる環境整備が必要があると考えます。 ・女性職員のキャリアアップを促進するため、庁内研修や派遣研修を継続するとともに、管理監督職へ女性職員を積極的に登用する。また、ハラスメント防止対策の制度の理解、定着を図ることで、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進する。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
	II	
	令和2年度	
	I	

関連事業の実施状況

【関連事業】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第3条評価の方法にて、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとして、関連事業については評価しないこととなっています。

第5次朝霞市総合計画の実施計画を男女平等の施策に当てはめ事業立てを行っていることから、総合計画の継続事業評価シートの写しをもって事業の把握を行いました。ただし、継続事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないこともあり、男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点について実施状況を把握し、施策目標ごとに取りまとめました。